

個人情報保護管理運営会議 報告事項

件名	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について
----	--

内容は別紙のとおり

要綱の根拠

◇第3条第1項第3号（外部提供）

（担当部課：教育委員会事務局 教育指導課）

事業の概要

事業名	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について
担当課	教育指導課
目 的	学校と警察がより緊密な連携を行うことによる、児童・生徒の非行及び犯罪の未然に防止、健全育成の効果的な推進
対象者	警視庁、新宿区教育委員会
事業内容	・ 警視庁と新宿区教育委員会との間で締結された「児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定書」に基づく連携を実施する上で取り扱う個人情報を適正に管理し、個人情報保護を図るために必要な事項を定めた。 ・ 新宿区立小学校、中学校及び養護学校を対象に、学校から警察への連絡事案については外部提供にあたることから、その記録の作成及び報告を実施していることから、その内容について報告する。 ・ なお、今回報告するのは、令和 5 年度における学校から警察への連絡事案のうち、令和 5 年度第 12 回個人情報保護管理運営会議において報告しなかったものである。 ※外部提供については、資料 1 6-1 のとおり ※警察から学校への連絡事案については、旧個人情報保護条例で例外とされていた本人外収集に該当するため、個人情報保護審議会に報告していたが、個人情報保護法の改正により、個人情報の取得元については制限が緩和されたため、今回以後、個人情報保護管理運営会議への報告は行わない。 ※令和 5 年度における警察から学校への連絡事案については、参考として令和 5 年度第 12 回個人情報保護管理運営会議に全件報告済み

件名 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協 定に基づく外部提供について

保有課（担当課）	教育指導課
登録業務の名称	児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度
登録業務の目的	警察と新宿区立学校との緊密な連携を行うことによる、非行及び犯罪の未然防止
外部提供の相手方	・原則として、学校所在地を管轄する警察署 - 但し、問題行動等の内容により、必要な場合は、他の警察署と連絡するものとする。
外部提供を行う理由	・学校側からの情報を警察が早期に把握し、対応を可能にするため
外部提供を行う情報項目	・対象事案に係る児童・生徒の氏名、性別、年齢、学年、住所、電話番号、保護者名 ・事案の概要 ・対象事案に係る児童・生徒の健全育成に資するため、校長が必要と認める事項
外部提供を行う際に使用する記録媒体	・口頭（電話または面接による）
外部提供に当たっての情報保護対策	別紙チェックリストのとおり
外部提供の時期	令和5年4月1日 から令和6年3月31日まで (次年度以降も、同様の外部提供を行う。)
緊急時の外部提供における本人通知の状況	

令和5年度 児童・生徒の健全育成に関する警察と新宿区立学校との相互連絡制度の協定に基づく外部提供について

(資料16-1)

令和6年5月24日

新宿区個人情報保護管理運営会議資料

教育委員会事務局教育指導課

外部提供について(3件)

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

No	外部提供を行った理由	外部提供を行った 個人の範囲	外部提供に係る 保有個人情報の項目	外部提供に利用 した保有個人情報の記録の媒体	外部提供の時期	外部提供を 受けたもの の名称
1	(2)学校から警察への連絡事案 ①ア 学校内だけでは解決が難しく、警察の対応が必要な問題行動 (対児童・対教師暴力)	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の 氏名、性別、住所、電話番号、 年齢、事案の概要	電話	令和5年5月24日	新宿警察署
2	(2)学校から警察への連絡事案 ①オ その他、校長が警察へ連絡することが特に必要と判断する問題行動の事案 (家出捜索)	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の 氏名、性別、住所、電話番号、 年齢、事案の概要	電話	令和5年7月26日	四谷警察署 少年係
3	(2)学校から警察への連絡事案 ①ア 学校内だけでは解決が難しく、警察の対応が必要な問題行動 (対児童暴力)	対象事案にかかわる対象児童・生徒	対象事案に係る児童・生徒の 氏名、性別、住所、電話番号、 年齢、事案の概要	電話	令和5年11月28日	新宿警察署

※令和5年度第12回個人情報保護管理運営会議において報告したものは除く。

2 外部提供にかかる個人情報保護対策チェックリスト

	対策が可能 であれば○	情報保護対策
情報保護対策 【運用上の対策】	○	担当課の保護管理者は、他の行政機関等に保有個人情報を提供することについて、相当又は特別な理由があると判断できるか、関係部署と慎重に協議する。また、必要に応じて、個人情報保護委員会へ助言を求める。
	○	担当課の保護管理者は、利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面を取り交わす。
	○	担当課の保護管理者は、提供先に対し、次に掲げる措置を講ずるよう求める。 (1)利用目的又は方法の制限 (2)取扱者の範囲の限定 (3)第三者への再提供の制限又は禁止 (4)消去、返却等利用後の取扱いの指定 (5)取扱状況に関する所要の報告の要求 (6)訂正の決定を行った場合において、当該訂正に応じる。 (7)適切な情報保護対策、情報セキュリティ対策の実施
	○	担当課の保護管理者は、必要があると認めるときは、外部提供を行う前又は随時に実地の調査等を行うことにより、当該措置の状況を確認し、その結果を記録するとともに、改善要求等を行う。
	○	担当課の保護管理者は、提供する個人情報の取扱者を指定する。